

特集 損保協会 100年のあゆみ

保険商品・料率の自由化②

料率制度の自由化と新たな保険商品等の開発

【第7回】

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第7回の今回は、前回に引き続き、1990年代後半以降の保険商品・料率の自由化について概観する。

1. 算定会料率制度の改革

(1) 損害保険料率制度の自由化

自動車保険料率算定会および損害保険料率算定会は、いずれも損害保険料率算出団体に関する法律(1948年7月29日制定、以下「料率団体法」という)に基づき組織されており、両算定会の業務は、設立当初から、独占禁止法の適用除外等に関する法律(以下「適用除外法」という)により、独占禁止率の使用を維持しつつ、

表1 名目GDPと元受正味保険料の推移

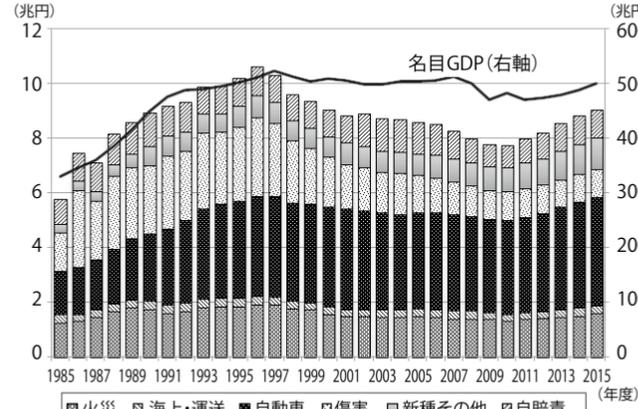
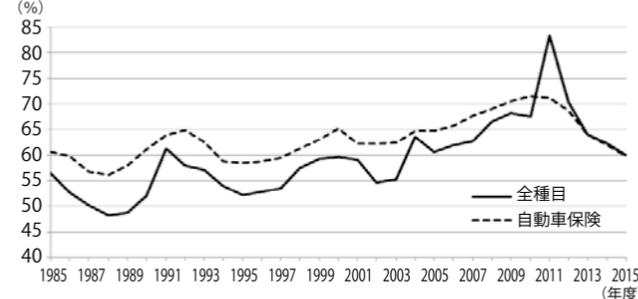


表2 損害率の推移(全種目および自動車保険)



98年7月1日施行)の廃止に伴い、算定会が算出する自動車保険、火災保険、傷害保険等の保険料率は、会員会社に使用義務のない参考純率とされ、自賠責保険、地震保険については会員会社に使用義務のない基準料率(付加保険料率を含む)とされた(表1)。

2. 規制緩和・自由化による新しい保険商品の誕生

(1) 規制緩和と自由化による保険商品の変化
1990年代後半から2000年代初期にかけて、多様な保険商品やサービスが開発された。損害保険各社は、リスク細分型自動車保険の発売、エコカー割引をはじめとする保険料割引制度の導入の他、人身傷害保険等の新たな保険商品の開発や火災保険の補償範囲の拡大等、契約者ニーズを踏まえた補償の提供が促進された。

3. 元受正味保険料、損害率・事業費率・コンバインドレシオの推移

(1) 名目GDPと元受正味保険料の推移
名目GDPは、1985年度より1991年度までは年4%以上の成長を続けたが、1992年度以降は減速に転じ、1997年度をピークに停滞し、2015年度においても50.1兆円にとどまっている。



損保協会作成の記念ロゴ

(2) リスク細分型自動車保険の登場
リスク細分型自動車保険は、年齢、運転歴、年間走行距離、その他自動車の使用状況等、リスクを細分化して保険設計ができる新しい形態の自動車保険で、日米保険協会の1996年合意の翌年に発売された(1997年9月1日)。
リスク細分型自動車保険の導入にあたっては、保険契約者間の保険料格差が拡大し、リスクの高い保険契約者の保険料が高騰するおそれがあったため、自動車保険の有する被害者救済機能等の観点から、保険料率を細分化する場合の基本的考え方を定めた事務連絡「リスク細分型自動車保険」の取扱いに関する留意事項等について(1997年6月30日)がなされた。
なお、本事務連絡に記載された趣旨は、その後、保険業法施行規則に一定の条件として定められた(1998年6月8日)。

homai web 保険毎日新聞社のホームページ http://www.homai.co.jp